次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［1・2　略］ 3　無線設備等 ［一・一の二　略］ 二　電気的特性	［1・2　同左］ 3　［同左］ ［一・一の二　同左］ 二　［同左］

点検の項目	具体的な点検の実施方法等
1　周波数	［ア～オ　略］ カ　アからオまでの規定にかかわらず、携帯無線通信（設備規則第３条第１号に規定するものをいう。以下同じ。）及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信（設備規則第３条第４号の７に規定するものをいう。）（以下「携帯無線通信等」という。）を行う基地局、高高度基地局（以下「基地局等」という。）並びに陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第３条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局並びに陸上移動中継局、ローカル５Ｇ（設備規則第３条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局並びに陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局（設備規則第49条の23の８においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）にあっては、次のとおりとする。 ［(ア)・(イ)　略］
2　スプリアス発射の強度	［ア～キ　略］ ク　アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信等を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。 ［(ア)～(エ)　略］
3　不要発射の強度	［ア～キ　略］ ク　アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信等を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。 ［(ア)～(キ)　略］

点検の項目	具体的な点検の実施方法等
1　［同左］	［ア～オ　同左］ カ　アからオまでの規定にかかわらず、携帯無線通信（設備規則第３条第１号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局、高高度基地局（以下「基地局等」という。）及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第３条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇ（設備規則第３条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局（設備規則第49条の23の８においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）にあっては、次のとおりとする。 ［(ア)・(イ)　同左］
2　［同左］	［ア～キ　同左］ ク　アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。 ［(ア)～(エ)　同左］
3　［同左］	［ア～キ　同左］ ク　アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。 ［(ア)～(キ)　同左］